

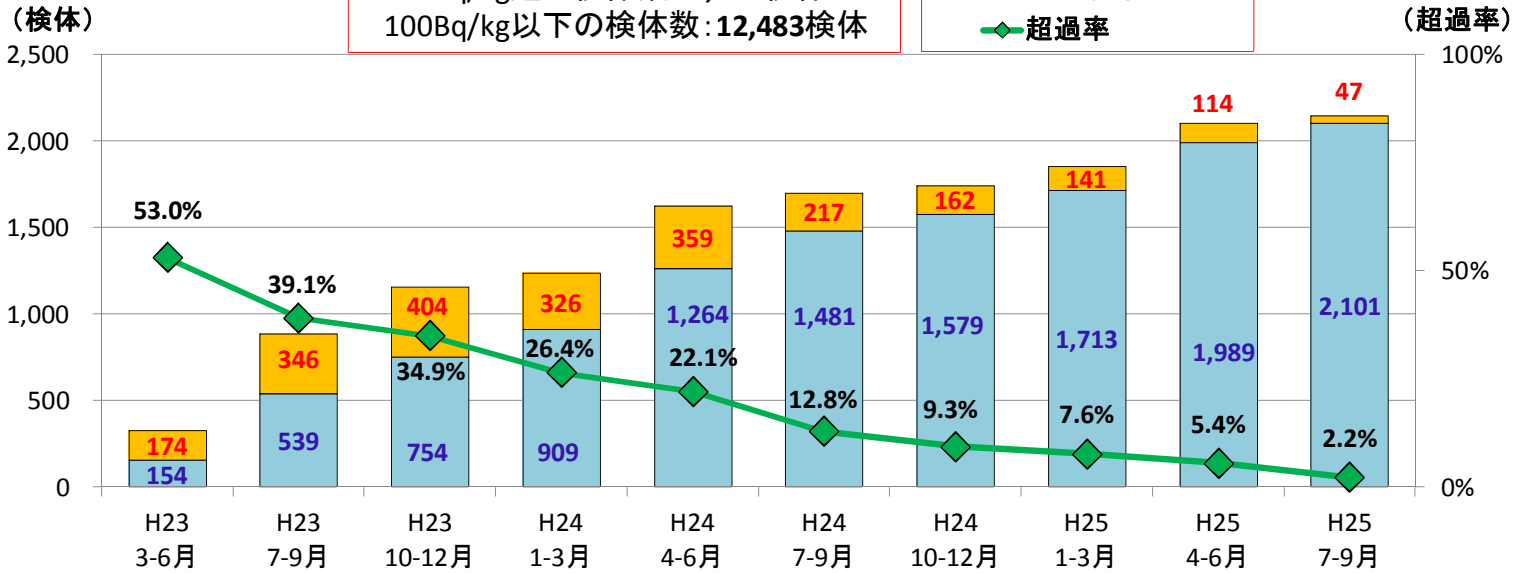
水産物の検査結果（福島県：14,773点）

福島県では、平成23年3-6月期には100 Bq/kgを超える割合が53%となっていたが、平成25年7-9月期には2.2%まで低下。

福島県の調査結果

総検体数：14,773検体
 100Bq/kg超の検体数：2,290検体
 100Bq/kg以下の検体数：12,483検体

■ 100Bq/kg超
 ■ 100Bq/kg以下
 ◆ 超過率



(注) 平成23年3月24日～平成25年9月30日までの検査結果を水産庁にて集計。

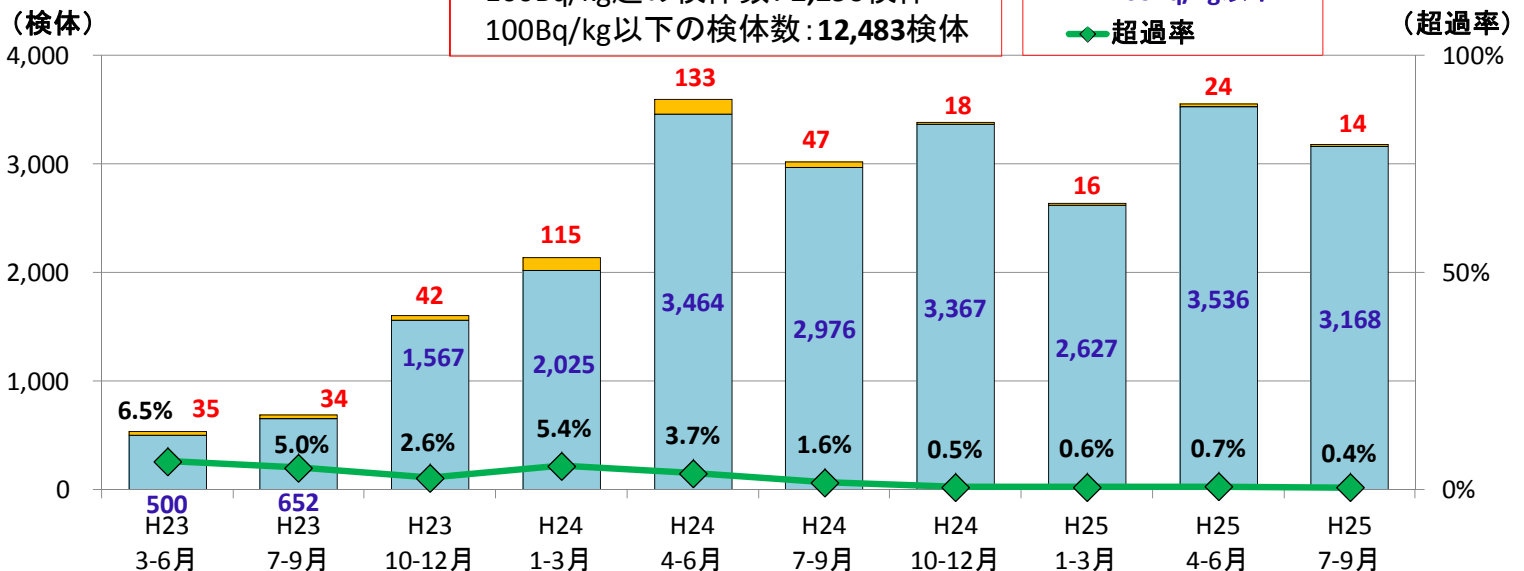
水産物の検査結果（福島県以外：24,360点）

福島県以外では、100 Bq/kgを超える割合は徐々に低下し、平成24年10-12月期以降は1%を切るレベル。平成25年7-9月期は0.4%まで低下。

福島県以外の調査結果

総検体数：14,773検体
 100Bq/kg超の検体数：2,290検体
 100Bq/kg以下の検体数：12,483検体

■ 100Bq/kg超
 ■ 100Bq/kg以下
 ◆ 超過率



(注) 平成23年3月24日～平成25年9月30日までの検査結果を水産庁にて集計。

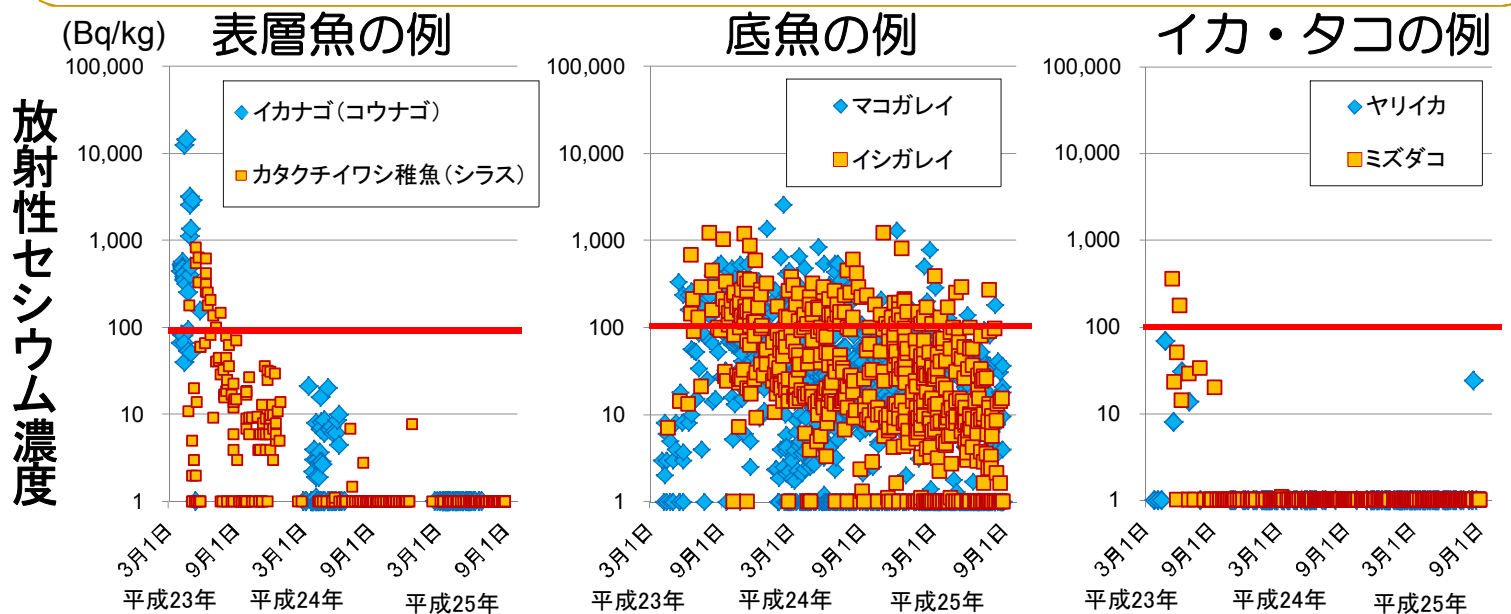
水産物の調査の考え方

- 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加など調査を強化
 - ・50 Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
 - ・近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例:コウナゴ、スズキ、カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港で検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。
回遊性魚種 (例:カツオ、イワシ・サバ類、サンマ等)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域毎の主要水揚港で検体採取。
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

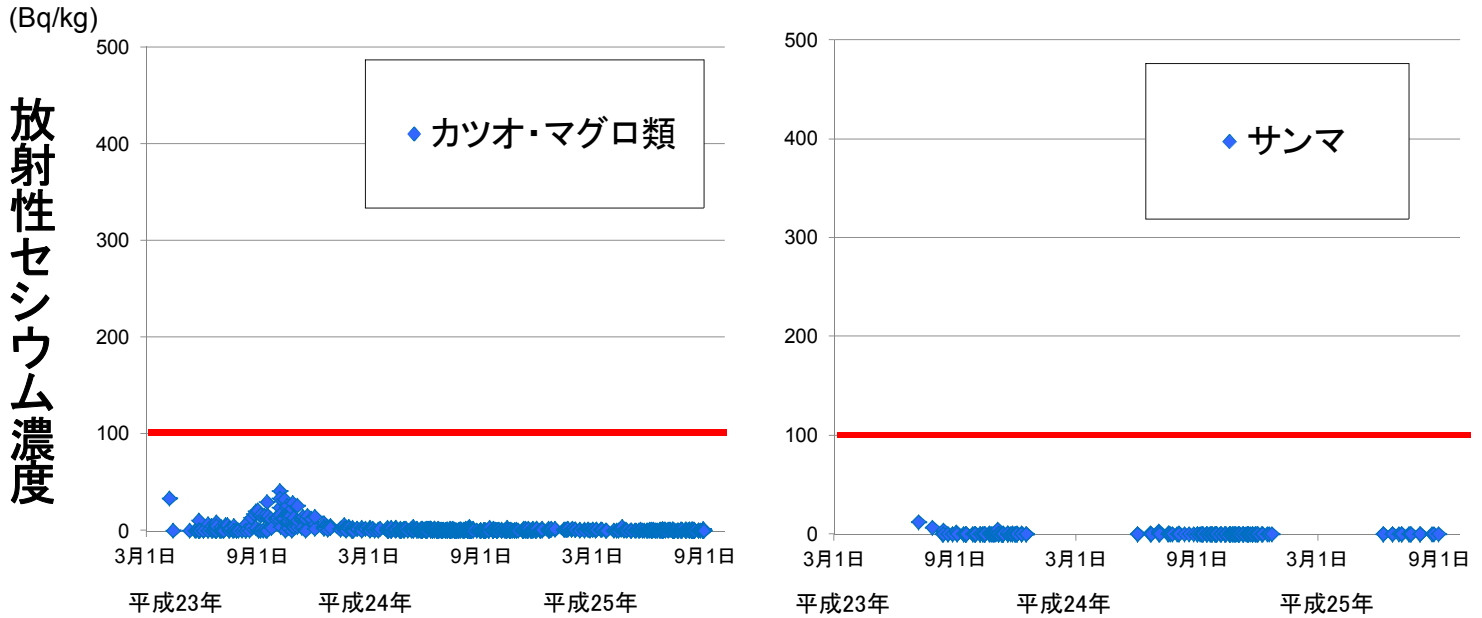
魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向

- シラス等の表層魚：時間の経過とともに基準値を下回る
- カレイ等の底魚：現在でも基準値を上回る魚種が存在する
- イカ・タコ、エビ・カニ、海藻類：基準値を下回る
→ 生息域の環境や食性等が品目毎の傾向に関係



魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向(回遊性魚種)

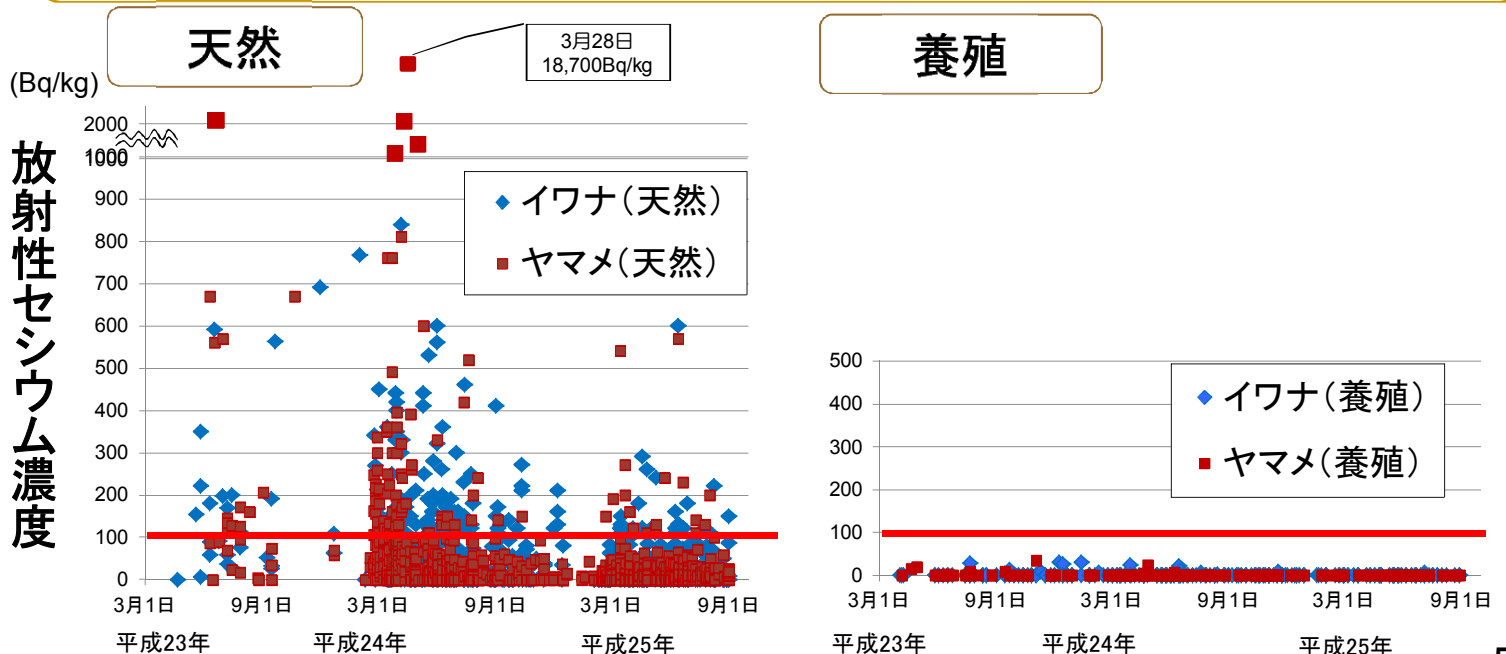
○カツオ、マグロ及びサンマなどの回遊性魚種については、平成23年度から全て100 Bq/kg以下



(注) 平成23年3月24日～平成25年9月30日までの検査結果を水産庁にて集計。

魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向(内水面魚種)

○イワナ及びヤマメについては、一部地域の天然魚では基準値超えが見られる一方、養殖魚ではすべて100 Bq/kg以下。



(注) 平成23年3月24日～平成25年9月30日までの検査結果を水産庁にて集計。

水産物に関する出荷制限(福島県)

食品の基準値を超えた品目について、地域的な広がりがある場合、原災本部長が関係都道府県知事に対し出荷制限等を指示。

摂取・出荷制限

海面	内水面
—	ヤマメ(新田川)

出荷制限

海面	内水面
ヒラメ等42魚種 (福島県沖)	アユ・イワナ・ウグイ・コイ・フナ・ ヤマメ・ウナギ(一部の河川等)

(注) 平成25年9月30日現在

53

水産物に関する出荷制限(福島県以外)

出荷制限

	海面	内水面
岩手	スズキ・クロダイ (岩手・宮城県境の正東線以南)	イワナ・ウグイ(一部の河川等)
宮城	スズキ・クロダイ(宮城県沖) ヒガンフグ(金華山以南の宮城県沖)	アユ・イワナ・ウグイ・ヤマメ (一部の河川等)
茨城	シロメバル・スズキ・ニベ・コモンカスベ・マダラ(茨城県沖) イシガレイ・ヒラメ(北緯36度38分以上の茨城県沖)	アメリカナマズ・ウナギ・ギンブナ(一部の河川等)
栃木	—	イワナ(一部の河川等)
群馬	—	イワナ・ヤマメ(一部の河川等)
千葉	—	コイ・ギンブナ(手賀沼)

(注) 平成25年9月30日現在

54

水産物に関する自主規制

○ 福島県、宮城県、茨城県は、食品の基準値(100 Bq/kg)を超える恐れのある水産物の出荷を控えるため、自主規制を実施。

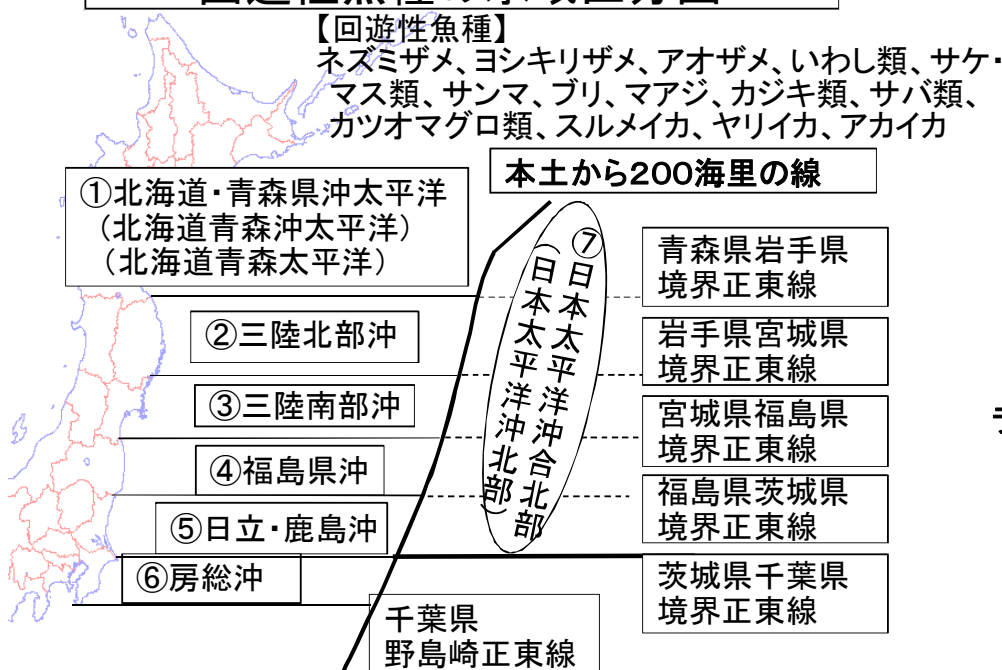
福島	福島県沖では全ての沿岸漁業及び底びき網漁業で操業を自粛(ただし、ミスダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、ズワイガニ、沖合性のツブ貝(シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ)、キチジ、アオメエソ(メヒカリ)、ミギガレイ(ニクモチ)、ユメカサゴ、ヤナギムシガレイ、コウナゴ(イカナゴの稚魚)及びキアンコウを対象とした試験操業を除く。)
茨城	海域別にアイナメ、クロメバル及びキツネメバル等の生産自粛

(注) 平成25年9月30日現在

消費者への原産地情報の提供

○ 平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。

回遊性魚種の水域区分図



表示の例

